第４回 アグリろっく ™in 千葉 ～地域農業活性化プロジェクト～ 参加規約

第１条（総則）

１　本規約は、全国農業協同組合連合会千葉県本部（以下「当県本部」）が実施・運営する『アグリろっく in 千葉　～地域農業活性化プロジェクト～』（以下「本プロジェクト」）に関して、所定の方法に従い本プロジェクトに申し込み、当県本部が承認したプロジェクト参加者（以下「参加者」）と当県本部との間の関係を定めるものです。

２　参加者は、本規約を遵守するものとします。

第２条（本プロジェクトの概要）

１　本プロジェクトは、消費者のニーズに合った「千葉県を代表する商品」(以下「商品」)を創出することを目的とし、商品に関するプラン検討や新規企画の開発を、生産者と一般参加者でチームを作って行います。各チームのメンバーは、本プロジェクトに応募された参加者の中から、当県本部において決定させていただきます。

２　各チームは、各々が考案した商品に関する企画(以下「企画」)を、アイデアシートに記載のうえ、当県本部が定める期日までに提出してください。アイデアシートの書類選考により選出されたチームは、最終審査会にてプレゼンテーション発表を実施していただきます。入賞チームには表彰および賞品の授与があります。また入賞の有無にかかわらず、応募企画は企業により商品化の可能性があります。

３　参加者は、当県本部から求められるアンケートに回答し、レポートを提出するものとします。

第３条（商品）

本プロジェクトにおける「商品」とは、千葉県の農業振興に関わるものであれば、加工品等の有体物のみならず、料理レシピ、イベントスキーム、デザイン等無形のものも含みます。

第４条（参加者の資格）

１　参加者とは、以下の条件を満たし、本規約等を承諾の上、所定の申込み手続きを全て完了し、当県本部が本プロジェクトへの参加を承認した者とします。

① 満１８歳以上の個人であること（但し、高校生を除く）。未成年である場合は、保護者同意書を提出すること。

② 「生産者参加部門」に応募する者については、千葉県内に在住し、営農する生産農家であること。

③ 「一般参加部門」に応募する者については、関東１都６県(東京、埼玉、千葉、神奈川、茨城、栃木、群馬)に在住する、生産農家以外の者であること。

④ 千葉市内で開催の説明会(平成 28 年 10 月 8 日)および最終審査会(平成 29 年 2 月 21 日)に参加可能であること。

⑤ Web 閲覧可能なパソコン環境またはスマートフォンを有していること。

⑥ 本プロジェクトへの参加及び当県本部が求める各種調査等に、誠意を持って対応できること。

２　当県本部は、参加登録希望者を本プロジェクトの参加者として承認することが不適当と判断した

場合、これを承認せず、または当県本部による承認後においても、当該参加者の参加資格の取り消しをおこなうことが出来るものとします。

第５条（申込み方法）

1　参加申込みは、参加登録希望者本人が行うものとし、代理による登録は一切認められません。

2　参加登録希望者は、本規約に同意の上、「アグリろっく in 千葉～地域農業活性化プロジェクト～参加申込書」（以下「本申込書」）に必要事項を記入し、本申込書を当県本部宛にメールにて送付することにより、本プロジェクトへの参加申込みをするものとします。

3　申込みをするにあたり、参加登録希望者は、参加を希望する部門（「生産者参加部門」もしくは「一般参加部門」）を選択してください。

4　当県本部は、本申込書記載の住所およびメールアドレス以外への郵送・送信は行いません。参加者は、本申込書の内容に変更が生じたときは、当県本部に対し、速やかにその旨を通知するものとします。参加者が上記通知を怠ったことにより生じた事故や損害については、参加者が一切の責任を負うものとします。

5　当県本部は、次のいずれかに該当すると判断した場合、参加の申込みを承諾しないことがあります。

①　申込書に不備(記入漏れ等)がある場合。

②第４条第１項に定める参加者の資格を充たさないと当県本部が判断した場合。

③その他、当該参加登録希望者の参加を認めることにより本プロジェクトの遂行に支障が生じる可能性があると当県本部が判断した場合。

6　参加登録希望者が多数にのぼる場合は、本プロジェクトの運営に必要な範囲で、参加をご遠慮いただくことがあります。

第６条（参加者資格の取得）

1　当県本部は、参加登録希望者から本申込書を受領後、参加者として承認した参加登録希望者に対して、「参加登録通知書」（以下「本通知書」）を送付し、参加登録希望者は、この通知が到達した時点で参加者の資格を取得するものとします。

2　参加者は、自らが第４条第１項の資格を充たさなくなった場合には、当県本部に対し、速やかにその旨を通知するものとします。当県本部は、参加者が参加資格を喪失した場合、または参加者より通知がない場合であっても、参加者が第４条第１項に定める資格を充たさないと判断した場合には、当該参加者に対する本プロジェクトの参加資格を取り消すことができるものとします。

第７条(本プロジェクトの実施期間)

本プロジェクトの期間は、本通知書に記載されている本プロジェクト開始日より平成 29 年 3 月 31 日までとします。

第８条(本プロジェクトの内容)

1　参加登録希望者は、第５条に定める方式に従い、本プロジェクトへの参加を申し込みます。

2　当県本部は、本プロジェクトへの参加が承認された参加者のうち、原則として生産者部門から１名と一般参加部門から複数名を選定し、チームを編成いたします。各チームのメンバーの決定は当

県本部に一任していただきます。

3　参加者は、平成 28 年 10 月 8 日に千葉市内において行われる説明会(チームマッチング)に参加していただきます。説明会において、当県本部より、各チームの構成メンバーが発表されます。

4　各チームは、協力して商品に関する企画を取りまとめ、アイデアシートを作成してください(アイデアシートの書式等については、説明会当日に説明いたします)。アイデアシートは、平成 28 年 11 月 10 日までに当県本部に提出していただきます。また、活動の途中経過を確認するため、アイデアシートの提出期限前に、レポートの提出をお願いいたします。

5　提出していただいたアイデアシートに基づき、当県本部および本プロジェクト協賛者により第一次選考（書類選考）を行い、選出されたチームは平成 29 年 2 月 21 日に行われる最終審査会に出場していただきます。最終審査会への出場の可否については、当県本部より、Ｅメールにて、平成 28 年 11 月下旬ごろに各チーム宛にご連絡させていただきます。

6　書類選考により選出されたチームは、最終審査会において、各チームの企画についてプレゼンテーションを実施していただきます。プレゼンテーション用資料は、各チームにおいて作成のうえ、平成 29 年 2 月 5 日までに、当県本部宛にご提出ください。さらに、活動の経過を確認できるレポートを提出していただきます。

7　当県本部を含む本プロジェクト関係団体により選任された審査員は、最終審査会において、各チームによるプレゼンテーションを審査したうえで、「優秀賞」および「特別賞」を決定いたします。

8　最終審査会終了後、当県本部は参加者に対し、本プロジェクトについてのアンケートを実施させていただきます。

9　本プロジェクトに提出いただいた企画につきましては、当県本部が中心となり、商品化の可否について検討させていただきます。

第９条（権利等の諸注意事項）

1　アイデアシートに記載して当県本部に提出される企画は、参加者およびチームのオリジナルで、国内外未発表のものに限ります。

2　既発表の企画とデザインと同一または酷似している場合、または第三者の知的財産権の侵害となる場合（応募後に侵害となった場合を含む）は、受賞結果発表後であっても受賞を取り消すことがあります。

3　提出された企画が入賞または商品化に採用された場合、当該企画の特許、実用新案、意匠、商標、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条所定の権利を含む）に関する全ての権利は当県本部に帰属することを前提に、参加者は当県本部の権利の取得等に協力するものとします。

4　入賞または商品化対象外の企画については、知的財産権等全ての権利と責任は原則として参加者本人に帰属します。必要に応じて参加者自身で権利保護等の措置を講じてください。

5　審査において、また商品化に際しての諸権利の申請において、参加者へ企画についての問合せをすることがあります。

6　本規約に記載された事項以外について定める必要が生じた場合、当県本部の　判断により規定いたします。参加者は、その内容に同意できなかった場合は本プロジェクトへの参加を撤回できますが、その場合であっても当県本部は当該参加者が参加に要した一切の費用は負担いたしません。

7　当県本部は各チームから送付された企画（メール、書類、企画のデータが保存されたメモリまたは企画に基づき作成された物を含む）等の管理について善良なる管理者の注意義務を負いますが、

天災、その他不慮の事故に基づく破損・紛失については一切の責任を負いません。

8　展示・発表に関する権利は当県本部が保有いたします。

9　商品化する場合、商品化に際して適宜その企画の一部を改変して使用する場合があります。

10　審査状況・結果につきましては、発表日まで一切お答えすることはできません。

第１０条（本プロジェクトの変更、追加又は廃止）

1　当県本部は、当県本部の都合により、参加者に事前に通知又は周知することなく、本プロジェクトの内容等の全部又は一部を変更、追加又は廃止することができるものとします。

2　当県本部は本プロジェクトの内容等の変更により、参加者が損害を被った場合でも、一切責任を負いません。

第１１条（通信料金等の負担）

参加者は、参加者が所有するパソコン、スマートフォン等を利用して本プロジェクトへ参加するものとし、本プロジェクトに参加するために必要な基本使用料、通信料金、付加機能使用料、プロバイダー利用料、電気料金等は、参加者が負担するものとします。

第１２条（レポート等の提出）

1　各チームは、当県本部が別途指定する期日までに、本プロジェクトに関するアンケートおよび途中経過を記載したレポート（以下「レポート等」）を提出するものとします。当該期日までにレポート等を提出できない場合は、事前に当県本部まで通知するものとします。

2　当県本部は、レポート等を、個人を特定できる情報を削除したうえで、必要と認める範囲で複製、改変、インターネットその他の媒体での公表等利用することができるものとします。

3　レポート等について、第三者との間で権利侵害等の紛争が生じた場合には、当県本部は当該紛争には一切関知せず、参加者が責任をもって解決するものとします。また、本プロジェクトに関して、参加者又は第三者に何らかに損害が発生したとしても、当県本部は一切の責任を負わないものとします。

第１３条（参加者の禁止事項）

参加者は、次の各号に定める行為を行わないものとします。

①本プロジェクトを通じて法令又は公序良俗に反して行動を行うこと。

②本プロジェクトを利用して第三者に何らかのサービスを提供すること。

③不正アクセス行為等、当県本部又は第三者に対して支障・損害を与える恐れのある行為をすること。

④当県本部が承認した場合を除き、本プロジェクトを通じて入手した如何なるデータ、情報、文章、発言、ソフトウェア等を、著作権法で認められた私的利用の範囲を超える複製、販売、出版、その他の目的で利用すること。

⑦ 当県本部の所有する産業財産権を侵害すること。

⑧ 第三者に前各号に該当する行為をさせること。

⑨ その他本規約に定める事項に違反すること。

第１４条（参加資格の取消）

当県本部は、参加者が次の各号の一に該当する場合、当該参加者に対して、本プロジェクトへの参加資格の取り消しをすることができ、参加者はこれに従うものとします。

①本規約に違反した場合。

②当県本部が参加者に宛てた通知が返送される等、当県本部に通知なく本申込書に記載の住所から転居したことが認められる場合。

③他の参加者又は第三者に不利益を与える行為を行った場合。

④法令に違反する行為又はそのおそれのある行為を行った場合。

⑤その他、当該参加者の参加により本プロジェクトの実施に支障があると当県本部が判断した場合。

第１５条（本プロジェクトの停止・中止について）

１　当県本部は、本プロジェクトの実施が困難となる事由が発生した場合、本プロジェクトを一時的に停止または中止することがあります。

２　当県本部は、前項に基づいて本プロジェクトを停止した場合であっても、プロジェクト実施の障害事由が解消されたと判断した場合には、速やかに本プロジェクトを再開するものとします。

第１６条（参加者による参加取り消し）

本プロジェクトの参加者が、本プロジェクトへの参加を取り消す場合には、当県本部所定の方法により、当県本部に対し届出を行うものとします。

第１７条（守秘義務）

１　参加者は、本プロジェクトの内容等、本プロジェクトの参加過程において知り得た一切の情報について、第三者に対して情報提供・開示等をしないものとします。

２　前項に定める参加者の守秘義務は、プロジェクト期間終了後または参加者の参加取り消し（当県本部により参加資格を取り消された場合を含む）後においても消滅しないものとします。

第１８条（個人情報の取扱い）

１　当県本部は、本プロジェクトを実施・運営するに当たり、参加者及び参加者登録希望者の個人情報を、全国農業協同組合連合会が定める「個人情報保護方針」に従い、適正に取り扱います。

２　利用目的

（１）参加者登録、登録情報変更時の確認メールの送信宛先として

（２）本プロジェクトに関し、当県本部が提供する各サービスに関していただいたお問い合わせに関する内容確認、調査、又は返信時の参照情報として

（３）参加者に有用な情報の告知の送付のため

（４）賞品等の発送のため

（５）登録いただいた個人情報をもとに、個人として特定できない範囲において統計情報として集計し、本プロジェクト関係者間における有用な商品開発の参考資料として

（６）当県本部の提供する商品・サービスに関する各種の情報の提供のため

（７）参加者からあらかじめ同意を得ている場合に、個人情報を第三者に提供するため

３　以下の場合には、第三者に対し参加者情報の開示をすることがあります。

（１）本プロジェクトの目的を達成するために、事務手続きの代行を第三者の企業に委託する場合。
（２）裁判所や警察等の公的機関から、法律に基づく正式な照会を受けた場合、その他当県本部を含む本プロジェクト関係者および参加者の権利・財産を保護するため、必要と認められる場合。
（３）法令により、第三者提供の禁止の例外として扱われる場合

第１９条（暴力団等の排除）

１　参加者は、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係団体・関係者、またはその他の反社会的勢力に該当するもの（以下「暴力団等」という）ではないことについて表明し保証するものとします。

２　参加者が前項に違反する場合、あるいは次の各号に該当した場合には、当県本部は参加者の参加資格を取り消すことができます。

①自らまたは第三者を利用して、他の当事者に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた場合

②他の当事者に対して、自らが暴力団等である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝えた場合

第２０条（損害賠償）

１　参加者が本規約のいずれかに違反し、当県本部又は第三者に損害を与えた場合、　当該参加者は、その損害を賠償するものとします。

２　本プロジェクトに関し、他の参加者その他の第三者との間で紛争、苦情等が発生した場合には、参加者は自らの費用と責任において解決し、当県本部に対して何ら迷惑・損害を被らせないものとします。

第２１条（免責事項）

１　天災地変その他の不可抗力、参加者又は第三者による機器もしくはサービス接　続機器の改造、それらが内蔵する電磁的情報の不正な変更もしくは外部からの不正な電磁的情報の入力、参加者又は第三者が保守管理するインターネット接続機器等本プロジェクト実施に使用される周辺機器の保守不全、故障、誤作動により参加者若しくは第三者に損害が生じた場合は、当県本部は、これらの損害について一切の責任を負いません。

２　当県本部は、本プロジェクトの参加に関して参加者に発生した利用機会の逸失、　業務の中断、又は直接損害、間接損害、特別損害、派生的損害、付随的損害、逸失利益等の損害に対して、その責任を一切負いません。

第２２条（本規約の変更）

当県本部は、必要と認めるときは参加者へ予告なく、本規約を変更できるものとします。この場合には、参加者には変更後の本規約が適用されるものとします。

第２３条（専属的管轄）

当県本部と参加者は、本プロジェクトに関する一切の紛争については、千葉地方裁判所を第一審の

専属的合意管轄裁判所とすることに合意いたします。

附則

本規約は、平成 28 年 7 月 1 日より実施するものとします。